

消費者庁報告資料

令和5年10月26日
食品表示対策室

○ 食品表示に関連する法律

- 消費者をあざむく産地偽装や、健康食品の虚偽誇大広告等については、関係法令を補完し合って効率的な法執行を実施。
- 法令違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する行政機関で連携しつつ、厳正に対応。

法律名	表示関連部分の概要	関連する行政機関	措置対象事例
景品表示法	一般消費者に誤認をされる表示や過大な景品の提供を制限及び禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁 公正取引委員会地方事務所 都道府県	食品の優良誤認表示 ・有利誤認表示等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁 地方厚生局 都道府県等	健康食品の虚偽・誇大表示
食品表示法	食品関連事業者等に対し、アレルギー、消費期限、原材料、原産地等の表示を義務付け (販売の用に供する食品に関する表示を規制)	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県等	原産地、原材料、添加物、アレルギー表示、期限表示等の不適正表示
米トレーサビリティ法	外食店等に対し、米・米加工品に係る産地情報の一般消費者への伝達を義務付け	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県	消費者に対する米穀等の産地情報等の伝達違反
食品衛生法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある食品・添加物等の虚偽・誇大な表示・広告等を禁止	消費者庁 都道府県等	食品表示基準事項の誇大広告

○ 食品表示に関連する法律の施行①

- 健康食品に関する表示・広告については、景品表示法と健康増進法により相互に補完し合って効率的な法執行を実施。

消費者基本計画工程表
(平成28年7月消費者政策会議決定)

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関連法令の厳正な運用

② いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

食品の機能性等を表示する制度に関し、いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告について、制度改正の要否を検討する。また、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。

健康食品等の経緯と消費者庁の体制整備

25年1月：消費者委員会

「健康食品」の表示等の在り方に関する建議

25年2月：食品表示班の設置

25年7月：食品表示対策室の設置

27年4月：機能性表示食品制度の創設

28年4月：消費者委員会

特定保健用食品等の在り方に関する建議

R2年7月：ヘルスケア表示指導室の設置

1 健康食品に関する措置状況

(単位：件)

年 度	29	30	元	2	3	4
命 令	18	17	7	2	3	8
勸 告	-	-	-	-	-	-

注1：命令とは景品表示法の行政処分、勧告とは健康増進法の行政指導。

注2：28年2月以降に、①特定保健用食品の許可要件を満たさない商品に対する厳正な対応、②特定保健用食品及び機能性表示食品の全商品のウェブサイト等における表示監視を行うこととし、これらの方針を通知。

2 普及啓発の実施

- 健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について
(25年12月)(制定) (27年1月)(一部改定) (28年6月)(全部改定)
(R2年4月)(一部改定) (R4年12月)(一部改定)
- このような広告本当かしら(健康食品の表示について) (26年6月)
- 機能性表示食品の広告等に関する主な留意点 (27年6月)
- 機能性が表示される食品の購入時や利用時の留意事項 (27年11月)
- 機能性表示食品の事後チェック指針 (R2年3月)
- 認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品の表示に関する注意喚起 (R4年3月)

3 インターネット監視改善指導(キーワードによる検索) (単位：件)

年度	29	30	元	2	3	4
改善指導	425	298	337	473	760	810

○ 食品表示に関連する法律の施行②

- 食品に関する表示については、国及び都道府県等の執行機関が国民からの情報提供等に迅速に対応するほか、計画的な監視指導を実施。

食品表示法に関する措置状況（令和4年度）

◎ 措置の対象となった品目別の状況（単位：件）

措 置	件数	措置の対象となった品目区分					
		生鮮食品計				加工食品	
		農産物	米	畜産物	水産物		
命 令	0	-	-	-	-	-	-
指 示	34	27	4	0	0	21	7
指導(国)	158	77	20	3	24	30	92

※1「命令」「指示」は、国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）及び都道府県等が行った措置実績の全数である。

※2「指導」は、国の指導件数のみが計上されており、都道府県等が行った指導は含まない。

※3「命令」「指示」「指導」の欄において、一つの措置の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、合計と内訳が一致しない場合がある。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/assets/representation_cm_s202_230602_01.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/assets/representation_cm_s202_230602_02.pdf

【違反の概要】

（指示）原産地、原料原産地に関する不適正表示

（指示）賞味期限に関する不適正表示

（指示）原材料等に関する不適正表示

（参考）食品表示の適正化に向けた一斉取締りの実施状況（令和4年度）

時 期	施 設 数	収去検体数	命 令	指 示	指導等
夏 期	154,894 ^{力所}	9,744 ^{検体}	0 ^件	0 ^件	2,242 ^件
年 末	114,398 ^{力所}	6,967 ^{検体}	0 ^件	0 ^件	1,800 ^件
年度計	269,292 ^{力所}	16,711 ^{検体}	0 ^件	0 ^件	4,042 ^件

※ 食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期・年末において、都道府県等が取組んだ監視指導の実施状況を整理したもの。（夏期：7月を中心として各都道府県等が定める期間、年末：12月を中心として各都道府県等が定める期間）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/assets/representation_cm_s206_230414_02.pdf

景品表示法に関する措置状況（令和4年度）

（単位：件）

商品役務	措置命令	指 導	合 計
食品（一般）	10	21	31
食品（役務）	1	10	11
食 品 合 計	11	31	42
措 置 全 数	41	112	153

※ 消費者庁が行った措置実績である。

食品（役務）は、外食等で役務に分類されるもの。

【違反の概要】

- 健康食品等のがんや難治性の疾患を改善する効果や新型コロナウイルスの感染予防効果に関する不当表示
- 健康食品の痩身効果に関する不当表示
- 食品の「通常価格」と称する価額に関する不当表示
- 果実ミックスジュースの果汁の含有割合に関する不当表示 等

（食品以外）

- 空間除菌用品の効果に関する不当表示
- 消火用具の消火性能に関する不当表示
- コンサートの座席レイアウトに関する不当表示
- 就職支援サービスの実績に関する不当表示 等

○ 食品表示連絡会議・食品表示監視協議会の運営について

食品表示連絡会議（国レベル）

構成機関

- 消費者庁
- 警察庁
- 国税庁
- 農林水産省
- 厚生労働省

関連法令

- ・ 食品表示法
- ・ 不正競争防止法
- ・ 景品表示法
- ・ 健康増進法
- ・ 米トレーサビリティ法
- ・ JAS法

食品表示連絡協議会（地方レベル）

全国7ブロック

構成機関

- 公取委地方事務所
管区警察局
- 国税局
- 地方厚生局
- 地方農政局
(消費者庁) ほか

47都道府県

構成機関

- 警察本部
- 景表法担当部局
- 食品表示法担当部局
(都道府県庁、保健所)
- 消費生活センター
- 農政局支局 ほか

監視協議会の役割

- ・ 食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・ 食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・ 食品表示関係法令に関する研修会の実施

「生活安心プロジェクト」（平成19年12月17日）

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会（仮称）」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議（仮称）」を設置し、関連情報の共有を進める。

最近の主要な食品偽装事案

年度	事案	行 政		警 察	
		食品表示法 (指示) 注1	景品表示法 (命令) 注1	食品表示法 (直罰)	不正競争防止 法(直罰)
29	九条ねぎの産地偽装	○			○
30	ごまの産地偽装	○			○
	マグロの産地偽装	○			○
元	まいたけの産地偽装	○			○
	カットわかめ等の産地偽装	○	○		○
	米の産地偽装	○			○
	食パン等の不当表示	○	○		
2	米の産地偽装	○	○		
	業務用あんこの産地偽装	○			○
3	あさりの産地偽装	○			○
	加工した牛肉の産地偽装			○	○
4	わかめの原料原産地偽装	○		○	○
	たけのこ水煮の原産国偽装				○
	あさりの産地偽装	○		○	○

注1：国及び都道府県等が行ったもの

○ 食品表示に関する最近の活動状況

- 都道府県毎の食品表示監視協議会では、関連情報の共有等のため、毎年1回以上会合を開催。その他、都道府県も参加して、食品表示関係法令等に関する全国7ブロックごとの研修会を開催。
- 中央段階では、平成27年度以降、保健所設置市、特別区、都道府県の担当者を参集し、都道府県等食品表示担当者研修を開催。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりWebで開催。令和5年度は、7月にハイブリッド（対面及びWeb）での研修を開催。

【令和4年度実績】（食品表示監視協議会）

ブロック	ブロック別協議会		ブロック内の各県ごとの協議会（合計数）	
	協議会開催数	研修回数	協議会開催数	研修回数
北海道	6 ※1	0 ※1	22 ※2	0 ※2
東北	2	1	10	1
関東	2	2	16	2
北陸・東海	1	0	10	0
近畿	1	1	7	1
中国・四国	1	1	11	1
九州	1	0	5	2
沖縄	1	0	1	0

※1 国の出先機関と地方公共団体等が構成員となっている協議会の開催回数・研修回数

※2 農林水産省北海道農政事務所と地方公共団体等が構成員となっている地区協議会の開催回数・研修回数

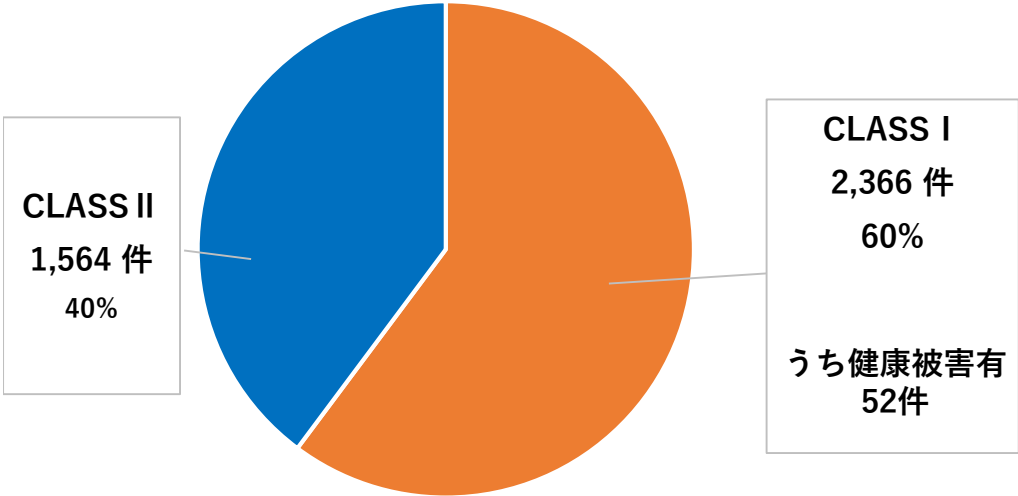
○食品表示法に基づく自主回収届出状況①（速報値） 運用開始（令和3年6月1日）～令和5年9月末時点

○食品リコール情報の届出制度運用開始令和3年6月1日から令和5年9月末時点までの食品表示法に関する公開件数は3,930件。

○回収理由は「アレルギー」が最も多く、発生要因では、ラベルの貼り間違いやラベルの誤入力等が主な要因となっている。

○品目別には「調理食品」が最も多く全体の45.5%を占めており、業種別には「販売業（スーパー）」が最も多く全体の57.3%を占めており、総じて言えば、スーパーのバックヤードで製造される弁当・惣菜などの表示ミスが主な要因となっている。

食品表示法に関する公開件数 3,930件



（注）CLASS IIには食品衛生法におけるCLASSⅢに分類され公開されたもの4件を含む。

回収の理由	詳 細	件 数
食品表示法違反	6条8項府令に該当（特定原材料、保存の方法、期限表示等）するものの違反	3,356
食品表示法違反のおそれ	アレルギー表示について、特定原材料に準ずるものの違反	380
その他（食品表示法）	上記以外の違反	194

食品表示法 分類例	
CLASS I	・健康被害が生じている場合 ・アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASS II	・CLASS Iを除いた表示（名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限など）

○食品表示法に基づく自主回収届出状況②（速報値） 運用開始（令和3年6月1日）～令和5年9月末時点

【①回収理由別の発生原因】 ※ ①、②、③の件数については、公開件数3,930件のうち回収を終了した件数を集計。

発生要因 回収理由	ラベルの 貼り間違い	ラベルの誤入力・入 力漏れ 印字機 の不具合	使用原材料の間違 い	ラベルの 貼り忘れ	その他	理由の記載なし	計 (%)
アレルギー 28品目（L-フェニルアラニン化合物を 含む旨を含む）	1,228	197	141	48	42	255	1,911 (58.8%)
期限表示 （保存方法の重複を含む）	86	712		57	38	119	1,012 (31.1%)
保存方法 （温度帯変更を含む）	4	73		1	2	23	103 (3.2%)
個別的義務表示 （別表第19・24関係）	7	10		1	3	4	25 (0.8%)
その他	42	33		79	22	25	201 (6.2%)

【②品目別の回収理由件数】 【③業種別の回収理由件数】

回収の理由 品目	アレルギー 28品目（L-フェニルアラニン 化合物を含む旨を含む）	期限表示 （保存方法の重複を含む）	保存方法 （温度帯変更を含む）	個別的義務表示 （別表第19・24関係）	その他	計 (%)
調理食品	1,238	173	45	4	21	1,481 (45.5%)
水産物	79	311	36	13	36	475 (14.6%)
菓子類	151	164	3	1	51	370 (11.4%)
畜産物	116	124	13	2	15	270 (8.3%)
めん・パン類	126	89		1	21	237 (7.3%)
飲料、氷		9			14	23 (0.7%)
その他	201	142	6	4	43	396 (12.2%)

回収の理由 業種	アレルギー 28品目（L-フェニルアラニン 化合物を含む旨を含む）	期限表示 （保存方法の重複を含む）	保存方法 （温度帯変更を含む）	個別的義務表示 （別表第19・24関 係）	その他	計 (%)
販売業 （スーパー）	1,287	434	73	13	56	1,863 (57.3%)
製造業	364	349	11	7	52	783 (24.1%)
販売業 （その他）	180	157	15	4	60	416 (12.8%)
飲食店 （持ち帰り弁当店を含む）	58	48	4	1	24	135 (4.2%)
その他	22	24			9	55 (1.7%)

○食品表示の適正化に向けた監視強化について

- 食品表示の適正化については、食品表示連絡会議を構成する各構成機関において、啓発や監視活動を実施しているところ。農林水産省の監視実績では不適正表示率は0.5%※になっており、大半の事業者においては、食品表示の適正化が図られている状況。しかし、一方では、あさりの原産地偽装をはじめ、指示・公表した件数は全国で34件（令和4年度）に上っており、食品偽装は未だに発生している状況。
- 消費者の食品表示に対する信頼を確保して行くため、食品偽装被疑に対しては、厳正に徹底した立入検査等を実施し、違反の事実が確認されれば適切に措置を行い、適正な表示に是正させることが必要。
- このためには、各構成機関の連携のもと担当者の監視能力の向上と監視手法の継承を図り、監視体制を整えておくことが重要。

※農林水産省令和4年度米穀流通・食品表示監視実績：一般巡回調査における不適正率0.5%（小売0.3%、加工製造1.3%）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/attach/pdf/kanshitoppage-38.pdf>

監視体制の現状

- ・ 担当者が数年で異動することが多く、十分に監視に関する経験値が積み上がらない現状にある。また、都道府県等によっては被疑事案の発生がなく、実際に立入検査等を経験した担当者が少ないといった現状がある。
- ・ このため、被疑事案が発生した場合に、経験不足により、効率的で効果的な立入検査等を速やかに実施できない可能性があること。また、一つの被疑事案について、仕入先や販売先へ食品の流通を遡及若しくは追跡して立入検査等の結果をつないで被疑を解明していく際に、被疑解明の遅れや中断が発生するなどの支障をきたすことが危惧される。
- ・ 消費者庁は、都道府県等からの立入検査等の監視手法に関する問合せ、相談を受けている状況がある。

担当者の監視能力向上の対応

- ・ 立入検査等の経験を豊富に有する関係機関の協力を得て、各構成機関の枠を超えて、担当者に対する研修（立入検査等のロールプレイ等）を行うことを検討する。
- ・ 単なる誤表示の場合は速やかに是正させることに重点をおき、偽装表示が疑われる場合には徹底した被疑解明を行うなど、メリハリの利いた効率的で効果的な立入検査等の実施に向けた研修を検討する。
- ・ 多くの担当者が研修に参加できるようにするため、各地方レベルにおいても同様の研修を行うことを検討する。
- ・ 消費者庁は、都道府県等からの立入検査等の監視手法に関する問合せ、相談に対して、引き続き丁寧に助言する。